総合福祉部会 第5回 H22.7.27 資料5

## 全国在宅障害児・者実態調査(仮称)の基本骨格(案)について

## 1. 調査の目的

障害者自立支援法廃止後の制度の谷間を生まない「障害者総合福祉法」(仮称)の検討や施行準備の基礎資料とするため、在宅の障害児・者(これまでの法制度では支援の対象とならない者を含む。)の生活実態とニーズを把握する。

- ※1 施設入所者、入院患者等の在宅の障害児・者以外の者については、在 宅者と同一の調査で行うことは難しいため、今回の実態調査の対象とは しない。
- ※2 施設入所者及び入院患者の調査等の実施については、総合福祉部会の 構成員を始めとする関係団体その他の関係者間で議論いただき、その結 果を踏まえて検討する。
- ※3 今回の実態調査の名称については、今後検討。
- ※4 今回の実態調査については、障害福祉行政の企画・推進の基礎資料であり、今後も定期的に実施することを想定。

### 2. 調査の方法

- ・調査員が調査地区内の世帯を訪問し、調査の趣旨等を説明の上、調査対象 の有無を確認する。
- ・調査対象者がいる場合は、調査票を手渡し、記入及び郵送による返送を依頼する自計郵送方式。
- 調査票は原則、調査対象者本人が記入する。
- ※5 記入の支援方法等について、今後検討。

## 3. 調査の内容

### (1)調査の内容を検討するに当たっての考え方

今回の実態調査については、新しい総合的な福祉制度の対象者が明らかでないことから、その調査対象となる範囲を幅広く設定することが適当である。また、このような調査の基本的な性格の下で、障害の状況に対応したサービス提供のあり方の検討に資する調査とするためには、障害の状態その他の調査対象者の基本的な属性と必要とされる支援内容との関連について分析が可能となるような調査項目の設定が必要である。

# (2) 具体的な調査項目とその必要性

# ①回答者の基本的属性に関する調査項目

調査項目	具体的な調査内容	必要性
障害の状況	・障害の状態及びそれに伴う日常生活又は	・障害の状態及びそれに伴
	社会生活上の支障について一定程度分類し	う日常生活又は社会生活
	た選択肢を示して選択(障害の重複状態に	上の支障の程度について
	ついても調査)	分析するために必要
障害の原因等	・障害の原因について選択肢を示して名称	・障害の状況を分類するた
	を選択	めに必要
	(名称の例:脊椎損傷、統合失調症等)	
	・発作など症状が断続的に生じるものにつ	
	いてはその頻度	
	・障害の原因が生じた年齢又は診断を受け	
	た年齢	
日常生活又は	・障害に伴う日常生活又は社会生活上の支	・障害の継続期間により、
社会生活上の	障を生じることとなってからの期間を選択	福祉サービスの利用状況
支障の継続期	(区分の例:6ヶ月以上1年未満、1年以	や利用希望等に差がある
間	上2年未満、2年以上5年未満、5年以上)	のか検証するために必要
日常生活又は	・日常生活又は社会生活上の支障が発生す	・日常生活又は社会生活の
社会生活上の	る頻度を選択	制限の程度の目安として
支障の発生頻	(毎日、週〇回、等)	確認が必要
度		
年齢及び性別	・年齢(〇歳)及び男女の別	・調査対象者の年齢構成等
		について把握することが
		必要
居住形態及び	・居住形態(自宅、GH・CH 等の別)、同居	・居住形態、同居者の状況
同居者の状況	者の本人との関係、年齢、就労の状況	と福祉サービスの利用状
		況との関係等の検証を行
		うために必要
障害者手帳等	・身体障害者手帳 (障害の種類、等級別)、	・障害のある者がどの程
の種類	療育手帳(程度別)、精神障害者保健福祉手	度、現行制度による支援の
	帳(程度別)、特定疾患医療受給者症、小児	対象となっているか等に
	慢性特定疾患医療受診券の有無	ついて検証するために必
	・障害程度区分又は要介護認定の状況	要。

収入の状況	・1ヶ月当たりの収入内訳を記載(就労収 ・収入の現状を把握す		
	入〇円(うち工賃〇円)、公的年金〇円、	めに必要	
	手当〇円等)		
課税状況等	・所得税・住民税の課税状況、生活保護受	・収入状況を補完する情報	
	給の有無等	として必要	
支出の状況	・1ヶ月当たりの支出内訳を記載(医療費	・収入に対する支出状況を	
	〇円、福祉サービス利用者負担〇円(うち	把握するために必要	
	食費等実費負担〇円、サービス利用料〇		
	円)、家賃〇円等)		
日中の活動状	・日中の主な活動内容について例を示して	って ・日中の活動状況等の把握	
況等	選択(就労、就学、居宅等)	のために必要	
	・外出の状況		

# ②現在利用しているサービスと今後利用を希望するサービス

障害福祉サー	・居宅介護、生活介護その他の障害福祉サ	・どのようなサービスを利
ビス等の利用	ービスや介護保険サービス等の利用の有無	用しているのか現状を把
状況	及び利用量、補装具・日常生活用具の使用	握するために必要
	の有無等	
障害福祉サー	・利用を希望するサービスの内容及び量(居	・どのようなサービスにど
ビス等の希望	宅内の介護等の支援、外出時の支援、日中	の程度の利用希望がある
	の介護、就労の支援、生活の場等)	のか把握するために必要

※6 調査項目については、過不足等について今後更に検討。

# (3)調査対象者の範囲について

障害者権利条約第1条を踏まえ、今回の調査の対象者については、以下の とおりとする。

# 【参考1】障害者権利条約第1条(政府仮訳抜粋)

「障害者には、長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な障害を有するものであって、様々な障壁との相互作用により他のものと平等に社会に完全かつ効果的に参加することを妨げられることのあることのあるものを含む。」

障害者手帳(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)の交付を受けている者又は交付を受けていないものの、以下のような長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な機能障害に伴い、日常生活又は社会生活が制限される状態に概ね 6 ヶ月以上該当する者若しくは該当することが見込まれる者(明らかな改善状況にあるものを除く。)

## <例>

- ①眼鏡等の機器を使用しても、見ることに困難(difficulty)を伴う
- ②補聴器等の機器を使用しても、聞くことに困難を伴う
- ③歩行や階段の上り下りに困難を伴う
- ④思い出すことや集中することに困難を伴う
- ⑤入浴、衣服の着脱のような自身で行う身の回りのことに困難を伴う
- ⑥話し言葉を使用して、意思の疎通(例えば、理解したり、理解しても らうこと)を行うことに困難を伴う
- ⑦もの(2 キロ程度)の持ち上げや小さなものをつまんだり、容器の開 閉をすることに困難を伴う
- ⑧疲れやすさや痛みがある
- ⑨金銭管理や日常の意思決定に困難を伴う
- ⑩幻覚・妄想、そう・うつ、けいれん、薬物などの中毒その他の精神の 障害がある
- ①対人関係やコミュニケーションの困難さ、パターン化した興味や活動、 読み書き能力や計算力などに特化された困難さ、不注意、多動・衝動 的な行動のいずれかがある
- ⑫児童の場合は、発達状況などからみて特別の支援や配慮をしている

#### 【参考2】

上記の例示は、ワシントングループが障害統計に関し国勢調査用等に作成した質問内容(six question set)等を参考に例示した。なお、ワシントングループは、「国連障害測定に関する国際セミナー(2001年6月)」において障害データが国際比較できるような統計的・手法的作業が国際レベルで必要とされたことから、非公式・一時的に組織された市民の集まり(CITYGROUP)であり、会合はこれまでに9回行われその概要が国連統計委員会に報告されている。

### 4. スケジュール等

別紙

# 全国在宅障害児・者実態調査(仮称)の検討スケジュール(案)

時期	全体(総合福祉部会の動き)	ワーキンググループ	研究班
22年5月		調査対象、調査方法、調査項目等についての基本的な考え方について検討 —————	
		(この間、数回にわたり議論)	ワーキンググループの検討結果をもとに、具体的 - な調査設計の骨格(案)を作成
		調査設計の骨格(案)をとりまとめ ◆	
22 年夏	調査設計の骨格(案)を総合福祉部会に提示し、意見聴取	総合福祉部会の意見を踏まえて、調査設計の骨格(案)を修正 ————	
			ワーキンググループで示された方針を基に、試行 調査の調査票案を作成
		調査票の案について当事者団体の意見聴取(書 面及び必要に応じヒアリング) 意見聴取の結果を踏まえて、試行調査の調査票 (案をとりまとめ	·····································
	調査票案を総合福祉部会に提示し、意見聴取		
		総合福祉部会の意見を踏まえて、試行調査の調 査票案を確定 —————	
22 年秋			▶試行調 <u>査の実</u> 施
			試行調査の結果の集約
			-試行調査の結果を踏まえた調査対象、調査方法、 調査票の案の作成
		試行調査の集計結果の報告 ◆	
	試行調査の集計結果の報告◆	岬且バ涿、岬且バム、岬且赤切米でこりまこの	
	調査対象、調査方法、調査票の案を総合福祉部会に提示し、意見聴取		
		総合福祉部会の意見を踏まえて、調査票等の内 容を確定	

※ 比較的小規模の市町村の意見の聴取方法についても検討する。